

平成24年8月8日

野田 順一 様

東京電力株式会社 小田原支社

①  
お申し出についてのご回答

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

当社の福島第一原子力発電所の事故により、福島県を中心として被害を受けられた皆さま、さらに広く、社会の皆さまに、今なお大変なご迷惑とご心配、ご苦勞をおかけしておりますことに心よりお詫び申し上げます。

①  
さて、平成24年7月26日付け内容証明郵便にて、お申し出いただきました件につきまして、下記のとおりご回答いたします。

(お客さまのお申出内容) 原子力発電所の事故に起因する、損害賠償金と電気料金の相殺について

②  
(ご回答) 今回の事故に伴う損害賠償につきましては、内閣総理大臣より、原子力災害対策特別措置法に基づく「避難」または「屋内退避」が指示された区域、または新たに設定された計画的避難区域もしくは緊急時避難準備区域における方々を対象としております。

③  
上記以外の損害賠償につきましての賠償の範囲や方法については、原子力損害賠償紛争審査会にて検討された結果に従い公正かつ円滑に賠償をさせていただきます。

④  
従いまして、損害賠償金の請求の詳細については、下記【福島原子力補償相談室】まで、ご連絡いただきますようお願いいたします。

【福島原子力補償相談室】

電話番号 0120-926-404

受付時間 9:00~21:00 (月曜日~土曜日)

⑤  
なお、大変恐れ入りますが、損害賠償に関する件につきましては、電気料金とは別の取扱いとなるため、対応はそれぞれ別とさせていただきますたくお願い申し上げます。

敬具

(連絡先)

東京電力株式会社 小田原支社

小田原地域料金グループ

グループマネージャー 内田勝

TEL 0465-24-4463

## 東電から無意味な回答が

2012年8月9日

1．当司法書士が相殺の内容証明郵便を送付したことに対し、東電から回答書が配達証明で送付されてきました。東電の回答内容を検討してみると、次のとおりであり、いずれも法的根拠を欠くものばかりです。

### 2．東電からの回答文書の内容

当司法書士の「内容証明郵便による相殺の意思表示の到達」を”お申し出”などと認識しているため、相殺を受けた債権債務の法的効力を理解しない内容になっている。

損害賠償を受ける対象者は、「内閣総理大臣により」と表記して、一定の指定された地域を対象としている、などと表記し賠償を受ける者は限定的であるとしている。

上記以外の賠償の範囲や賠償方法は、「原子力損害賠償紛争審査会」で検討された結果に従って賠償している。

損害賠償の請求については、「福島原子力補償相談室」まで連絡するようお願いを求めている。

末尾において、損害賠償と電気料金は別の扱いとなるので、対応はそれぞれ別とさせて戴きたい旨。

### 3．東電からの回答についての検討

について

前記2． のとおり

について

原発事故による被害者への賠償が限定的と誤解されるような表記になっているし、東電が行う賠償の対象者は、総理大臣の命に従った特定地域の者であるかのような、あたかも無知な人を欺いて説得を試みようとの意図の表記になっている。

そもそも総理大臣に民法第709条や原子力損害の賠償に関する法律第3条に定めた損害賠償の規定を排除し、超越するような権限は無い。

について

賠償の具体的中身や解決方法は、「原子力損害賠償紛争審査会」に縛られるものではなく、民法の規定を駆使したり、裁判所のどの手続きを選択するかは、債権者（顧客）の自由であり、東電の土俵にのる必要は無い。

について

東電の土俵にのる必要は無い。

について

「損害賠償と電気料金は別の扱いとなる」との主張は、両債権が同種の金銭債権であることを否定する前提に立った債権者を欺罔する見解で、東電側の顧客に対する願望に過ぎず、法的根拠はまったく無い。そのような願望を利用者に押しつけても何の法的意味もない。したがって、利用者が損害賠償（慰謝料など）債権で電気料債務を相殺する権利行使・法的効果に制約を受けるものではない。

### 4．今後の対応

東電のこのような無意味な回答に、付き合う必要はない。

